

令和 6 年度法人事業報告

(社会福祉法人遠淡海会法人本部)

【令和 6 年度総括】

社会福祉法人遠淡海会は昭和 49 年に法人承継により設立され、行政を始め関係機関の支援や地域の協力を得ながら、乳幼児から高齢者に至る地域福祉の向上に努めてきた。

特に施設の土地、建物、設備及び人等の総てが施設の良き雰囲気作りの要素としてふさわしくあるよう施設全体の環境整備に努めることを基本理念とするとともに、施設の利用者が、個人の尊厳を維持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

また、令和 6 年度に法人創立 50 周年を迎えたことから、「法人 50 周年記念誌」を発行するとともに、法人職員の永年勤続表彰を実施した。

令和 6 年度法人運営に当たって、次の 5 つを法人の**基本方針**とした。

- (1) 福祉サービスの質の向上と生産性の向上
- (2) 地域との連携及び地域における公益的な取組の推進**
- (3) 安定的かつ健全な経営基盤の確立
- (4) 責任と権限の明確化及び社会的ルール（コンプライアンス）の徹底
- (5) 職員が働きやすい就業環境の整備及び有能な人材の育成確保**

また、次の 7 つを令和 6 年度法人運営の**重点施策**として事業を推進した。

- (1) 地域における公益的な取組の推進**
- (2) 危機管理対策及びリスクマネジメントの充実**
- (3) 質の高い福祉サービスの提供と生産性の向上
- (4) 経営基盤の強化及び業務処理の合理化・効率化による働き方改革の推進
- (5) 職員の人材育成及び活力ある職場づくり
- (6) 法令遵守（コンプライアンス）の徹底
- (7) 法人創設 50 周年記念事業の準備

特に、**基本方針(2)「地域との連携及び地域における公益的な取組の推進」並びに重点施策(1)「地域における公益的な取組の推進」**については、社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへ対応するため、日常生活又は社会生活上支援を要する人に対する無料又は低額な料金での福祉サービスの提供として、神久呂の園において介護保険利用料の減免等、利用者負担の軽減を行い無料又は低額な料金による高齢者への生活支援を行った。また、乳児院及びこども園においては、地域の子育て家庭の育児相談や、子育て支援広場等を設け子育て家庭の居場所づくりの確保に努めた。

また、重点施策(2)「危機管理対策及びリスクマネジメントの充実」については、南海地震及び台風・大雨等の風水害等の災害に備え、各施設とも事業継続計画（BCP）を策定し、これに基づき毎月の防災・避難訓練を実施するとともに、食糧・飲料水等の備蓄、土嚢の設置（若宮こども園）及び非常電源の確保等に努めた。

さらに、基本方針(5)「職員が働きやすい就業環境の整備及び有能な人材の育成確保」については、①健康、②交通安全、③向上心、④謙虚な心、⑤協調性の 5 つを【遠淡海会職員の 5 つの K】として全ての職員に周知し徹底するよう努めた。また、職員処遇改善加算や県及び市の補助金並びに法人の独自財源により、令和 5 年度に引き続き、職員の賃金及び一時金の支給等職員の処遇改善を実施した。

次に各施設の令和 6 年度の取組状況については、

浜松乳児院では乳児院の多機能化事業として令和 2 年度から開始した育児指導機能強化事業を継続して実施しており、お出かけ広場「かもっこ」の親子運動遊びとベビーマッサージは幼稚園入園前の乳幼児の居場所づくりと子育ての在宅支援として、お母さん方からも好評を得ている。

また、令和 6 年 4 月から児童入所施設も「安全計画」の策定が義務付けられ、入所時の安全確保と養育の質の向上に取り組んでいる。

若宮こども園では、地域の子育て支援事業として、令和 6 年度から「子育て支援ひろば」に代わり「親子ひろば」を毎週水曜日 2 時間実施した。また、「こども誰でも通園制度」を浜松市の令和 7 年度からの本格実施に先駆け、令和 6 年 7 月から試行的に実施し、0 歳児と 1 歳児計 48 人の利用があった。

和合こども園では、外部目線で園の運営を評価していただくため、令和 6 年度に第三者評価事業を受審し、「子どもの意見を取り入れながらの保育や保健衛生への取組、食べることを楽しむ食育活動等について「子どもの最善の利益」に繋がる保育を実践している。」との評価をいただいた。他方で同時に実施した保護者アンケート等において園の防犯体制について多くの心配の声が寄せられた。

また、平成 28 年度に導入した P C やタブレット等を活用した従来の「保育管理システム」や「登降園管理システム」について、保育業務の効率化と職員の負担軽減を更に進めるため、新たな「保育総合管理システム」の導入を決定し、令和 7 年度から運用を始める予定である。

児童発達支援事業所ふぁーろでは、令和 5 年 12 月から開始した保育所等訪問支援事業は年間 166 件・月平均 13 件の利用実績があり、保護者等との連携をより強化し年間計画に基づき定期的で計画的な訪問支援を実施することができた。また、児童発達支援は開設 4 年目となり、和合こども園併設による保育園児とのインクルーシブな関係性とともに、他の保育園等との連携や親子グループ活動などの家族支援にも積極的に取り組んでいる。

神久呂の園では、介護職員の人材確保について、外国人特定技能制度により令和 7 年 1 月から 4 名のミャンマー出身の介護職員を採用した。他方で日本人の介護職員の確保が難しく、利用者の入所受入人数について現有職員で対応可能な範囲での受入にせざるを得ない状況が続いている。

また、施設建物が築 35 年経過し、エレベーターのリニューアルや屋上全面防水工事等施設建物設備の大規模補修等に多額な費用を要する結果となった。

他方で、介護職員の負担軽減と介護の質向上による生産性の向上を図るため、静岡県補助金等を活用して見守りセンサー等の介護ロボットを導入した。

【評議員会開催状況】

定時評議員会

1 日時 令和 6 年 6 月 23 日（日）10 時 00 分～12 時 00 分

2 会場 神久呂の園地域交流室

3 議題

＜決議事項＞

第 1 号議案 令和 5 年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）並びに財産目録の承認について

（監事監査報告）

第 2 号議案 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額）の承認について

＜報告事項＞

報告事項

（1）令和 5 年度事業報告（関連議案）について

（2）広報誌の発行について

第 2 回評議員会（決議省略）

＜決議事項＞

第 1 号議案 定款の変更について

・議決があったものとみなされた日 令和 7 年 3 月 19 日（水）

【理事会開催状況】

第 1 回理事会

1 日時 令和 6 年 6 月 4 日（火）13 時 30 分～15 時 50 分

2 会場 神久呂の園地域交流室

3 議題

＜決議事項＞

第 1 号議案 令和 6 年度収支補正予算案について

第 2 号議案 令和 5 年度事業報告について

第 3 号議案 令和 5 年度収支決算について

（監事監査報告）

第 4 号議案 社会福祉充実残額の算定結果について

第 5 号議案 諸規程の改正について

第 6 号議案 令和 5 年度苦情受付処理状況について

第 7 号議案 令和 6 年度定時評議員会の開催について

＜報告事項＞

(1) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(2) 令和 5 年度浜松市による指導監査実施結果について（若宮こども園・和合こども園）

(3) 定期預金から社債への資産運用の一部変更について（和合こども園）

(4) 広報誌の発行について

第 2 回理事会

1 日時 令和 6 年 10 月 29 日（火）13 時 30 分～15 時 30 分

2 会場 神久呂の園地域交流室

3 議題

＜決議事項＞

第 1 号議案 令和 6 年度収支補正予算案について

第 2 号議案 神久呂の園エレベーターリニューアル工事について

第 3 号議案 神久呂の園特定技能による外国人介護職員の採用について

愛 4 号議案 神久呂の園給食業務委託契約の更新について

第 5 号議案 諸規程の改正について

第 6 号議案 令和 6 年度上半期苦情受付処理状況について

第 7 号議案 法人創設 50 周年記念事業について

第 8 号議案 役員等損害賠償責任契約の更新について

＜報告事項＞

(1) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況について

(2) 令和 6 年度浜松市による指導監査実施結果について（浜松乳児院・神久呂の園）

(3) 広報誌の発行について

第 3 回理事会

1 日時 令和 7 年 3 月 18 日（火）13 時 30 分～15 時 30 分

2 会場 神久呂の園地域交流室

3 議題

＜決議事項＞

第 1 号議案 令和 6 年度収支補正予算案について

第 2 号議案 令和 7 年度事業計画案について

第 3 号議案 令和 7 年度収支当初予算案について

第 4 号議案 定款の変更について

第 5 号議案 評議員会の開催について

第 6 号議案 諸規程の改正について

第 7 号議案 令和 6 年度苦情受付処理状況について

第 8 号議案 評議員・役員の選任案及び評議員選任・解任委員会の開催について

第 9 号議案 令和 6 年度浜松市による指導監査実施結果について（若宮こども園・和合こども園）

第 10 号議案 神久呂の園西館屋上防水等工事請負契約の締結について

第 11 号議案 神久呂の園給食業務委託契約の更新について
 <報告事項>

- (1) 理事長及び業務執行理事の職務施行状況について
 (2) 広報誌の発行について

【法人傘下施設長連絡会議開催状況】

第 1 回 (日時) 令和 6 年 5 月 23 日 (木) 13 : 30～16 : 00
 (場所) 神久呂の園会議室
 (議題) (1)令和 6 年度第 1 回理事会及び定時評議員会について
 (2)法人創設 50 周年記念事業について

第 2 回 (日時) 令和 6 年 10 月 18 日 (金) 13 : 30～16 : 00
 (場所) 神久呂の園会議室
 (議題) (1)令和 6 年度第 2 回理事会について
 (2)法人創設 50 周年記念事業について

第 3 回 (日時) 令和 7 年 3 月 11 日 (火) 13 : 30～16 : 00
 (場所) 神久呂の園会議室
 (議題) (1)令和 6 年度第 3 回理事会について]
 (2)法人創設 50 周年記念事業 (50 周年記念誌の発行) について

【指導監査等の実施状況】

1 法人監事による監査

(日時) 令和 6 年 5 月 30 日 (木) 10 : 00～13 : 00
 (場所) 浜松乳児院会議室
 (出席者) 中村監事・鈴木教史監事
 理事長・法人事務局長

2 行政機関による監査

・浜松市による指導監査

(監査対象)・浜松乳児院・神久呂の園・和合こども園・若宮こども園

	浜松乳児院	神久呂の園
浜松市 担当部課	健康福祉部 福祉総務課	健康福祉部 福祉総務課
監査 実施日時	令和 6 年 8 月 26 日 (月) 9 : 30～15 : 10	令和 6 年 8 月 26 日 (月) 9 : 30～15 : 45
監査会場	浜松乳児院	神久呂の園

	和合こども園	若宮こども園
浜松市 担当部課	こども家庭部 こども若者政策課	こども家庭部 こども若者政策課
監査 実施日時	令和6年12月24日（火） 9：30～11：30	令和6年12月24日（火） 9：30～11：30
監査会場	若宮こども園	若宮こども園
現地調査	令和6年12月20日（金） 10：20～10：40	令和6年12月20日（金） 15：00～15：30

【社会福祉法人監事監査研修会（WEB配信）への参加】

- 主 催 （福）静岡県社会福祉協議会
静岡県社会福祉施設経営者協議会
- 日 時 令和6年4月25日（木）、4月29日（月）、5月1日（水）
- 研修内容 「社会福祉法人の指導監査等について」
（講師：静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 法人児童指導班班長 中村有加里 氏）
「監事による会計監査等について」「監事監査チェックリストの解説」
（講師：公認会計士 杉山 明喜雄 氏）
- 受講者 監 事 鈴木 教史 令和6年4月25日（木）
監 事 中村 豊 令和6年5月1日（水）
理事長 水谷 博 令和6年4月29日（月）

【法人登記】

「資産の総額」変更登記（資産の総額 17 億 9141 万 8897 円）

変 更 年 月 日：令和6年3月31日

変更登記年月日：令和6年6月24日

【法人現況報告】

社会福祉法第 59 条及び同法施行規則第 9 条の規定に基づき、社会福祉法人現況報告書を所轄官庁である浜松市に提出した。（令和6年6月24日）

【法人ホームページ及び法人広報誌による情報開示】

社会福祉法人遠淡海会定款、役員等名簿及び役員等報酬規程並びに法人現況報告書、

法人貸借対照表、収支計算書、財産目録、予算書、監事監査報告書及び主な事業報告並びに苦情受付処理状況等について法人ホームページに掲載することにより、広く市民の皆さんに公開し情報の積極的な開示に努めた。

令和 6 年度に法人ホームページをリニューアルし、特に保護者等からのアクセスの多い和合こども園及び若宮こども園についてホームページのレイアウト及び掲載内容等を一新し、より親しみやすい充実した内容に更新した。

また、法人広報誌を年 3 回発行し、法人予算・決算の状況、苦情受付処理状況、各施設の主な話題等を掲載し、広く情報公開することにより、社会福祉法人の運営の透明性の確保に努めた。

＜法人広報誌「遠淡海会だより」の発行状況＞

令和 6 年 6 月号（第 54 号）

令和 6 年 11 月号（第 55 号）

令和 7 年 3 月号（第 56 号）

【苦情受付処理状況】

令和 6 年度社会福祉法人遠淡海会苦情受付処理状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：件）

	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数
神久呂の園	3	3	1	1	1	1
浜松乳児院	0	0	0	0	0	0
若宮こども園	1	1	2	2	1	1
和合こども園	1	1	2	2	1	1
ふぁーろ	0	0	0	0	0	0
法人計	5	5	5	5	3	3

事業報告の附属明細書

該当事項はありません。

令和 7 年 3 月 31 日

社会福祉法人 遠淡海会
理事長 水 谷 博

※「事業報告の附属明細書」とは、事業報告の内容を補足する重要な事項

【社会福祉法】

第三款 計算書類等

（計算書類等の作成及び保存）

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（計算書類等の監査等）

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

（計算書類等の評議員への提供）

第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（計算書類等の定時評議員会への提出等）

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。